

計量法施行令 別表第3(第12条、第18条関係)

特定計量器	有効期間
一 質量計 イ 自動はかり(口に掲げるものを除く。) ロ 法第127条第1項の指定を受けた者が当該適正計量管理事業所において使用する自動はかり	2年 6年
二 積算体積計 イ 水道メーター ロ 温水メーター ハ 燃料油メーター(第40条第三号に掲げるものを除く。) (1) 自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの ニ 液化石油ガスメーター ホ ガスメーター (1) 計ることができるガスの総発熱量が1立方メートルにつき90メガジュール未満であって、使用最大流量が16立方メートル毎時以下のもの(前金装置を有するものを除く。) (2) 計ることができるガスの総発熱量が1立方メートルにつき90メガジュール以上であって、使用最大流量が6立方メートル毎時以下のもの(前金装置を有するものを除く。) (3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	8年 8年 7年 5年 4年 10年 10年 7年
三 積算熱量計	8年
四 最大需要電力計 イ 電子式のもの ロ イに掲げるもの以外のもの	7年 5年
五 電力量計 イ 定格電圧が300ボルト以下の電力量計(変成器とともに使用されるもの及びロ(2)に掲げるものを除く。) ロ 定格電圧が300ボルト以下の電力量計のうち、次に掲げるもの (1) 定格1次電流が120アンペア以下の変流器とともに使用されるもの(定格1次電圧が300ボルトを超える変圧器とともに使用されるものを除く。) (2) 定格電流が20アンペア又は60アンペアのもの(電子式のものを除く。) (3) 電子式のもの(イ及び(1)に掲げるものを除く。) ハ イ又はロに掲げるもの以外のもの	10年 7年 5年
六 無効電力量計 イ 電子式のもの ロ イに掲げるもの以外のもの	7年 5年
七 照度計	2年
八 騒音計	5年
九 振動レベル計	6年
十 濃度計 イ ガラス電極式水素イオン濃度検出器 ロ ガラス電極式水素イオン濃度指示計 ハ イ又はロに掲げるもの及び酒精度浮ひよう以外のもの	2年 6年 8年